

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付要綱

平成31年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

(通則)

第 1 条 神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市会計規則（昭和39年神戸市規則第81号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、鉄道事業者が国の事業を活用して実施する防災・減災事業に対し、補助を行うことにより、地域の基幹インフラである鉄道が今後起こりうる豪雨や地震等の災害に対してその機能を維持できるよう、地域全体で鉄道を支えていくことを目的とする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助対象事業者は、神戸市域に軌道を有する鉄道事業者とする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助対象事業は、前項の事業者が実施する神戸市域内の防災・減災事業で、補助対象範囲は国が補助金の交付決定した範囲内とする。

2 前項の防災減災事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 鉄道河川橋りょうの流出・傾斜対策事業
- (2) 鉄道隣接斜面からの土砂流入防止策事業
- (3) 地震による落橋・桁ずれ・高架橋等の倒壊・損傷対策事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に1/3を乗じて得た額の1/2以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合には、この限りではない。

(申請手続)

第 6 条 補助対象事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 実施計画書（第2号様式）
- (3) 国の事業の交付決定がわかる書類

2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗

じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知する。

(1) 神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)

2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

3 市長は、補助金規則第6条第4項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知する。

(1) 神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金不交付決定通知書(第4号様式)

4 市長は、前条第2項の但書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該申請者が第6条第1項の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金申請取下書(様式第5号)により申請の取り下げをすることができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条に基づいて、補助事業の内容を変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)に実施計画変更書(様式第2号)を添付して、補助事業の中止又は廃止を行おうとするときは、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を、当該変更、中止又は廃止があった日から2週間以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、当該補助事業の目的及び内容から当該補助事業に実質的に影響のない事項をいう。なお、補助対象経費あるいはその内訳を変更する場合は、30%以内の増減とする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付決定変更通知書(様式第8号)又は神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知する。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、補助金規則第13条に基づく状況報告を求められた場合には、すみやかに神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金事業状況報告書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、すみやかに第8条の補助事業の変更の手続きを行うとともに、前項の様式第10号にその理由を付して遅くとも事業年度の3月10日までには市長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の天災地変などの事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金規則第10条の定めによる。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金事業完了実績報告書(様式第11号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類(別表第2)
- (3) 収支決算書(様式第12号)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金額確定通知書(様式第13号)にて補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付時期等)

第14条 市長は、補助金の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定に係らず、市長は補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金規則第6条第1項の規定による決定に係る補助事業の完了前に、同項の規定により決定した補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払又は前金払をすることができる。

(補助金等の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助対象事業者は、第5条第2項但書により交付申請を行った場合において、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第15号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付金返還請求書(第16号様式)により、期限を定めて当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨の理由を付して、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付決定取消通知書(様式第17号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、前条第2項の様式第16号により期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにし、その内容を証する書類を整理しておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日に属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

2 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、鉄道助成業務に係る補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める規程(平成22年11月18日機構規程第38号)の別表(以下、「規程の別表」という。)に定める期間保存しなければならない。ただし、財産の取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以下のものについてはこの限りではない。

(1) 前条に規定する帳簿

(2) 取得財産等の得喪に関する書類

(3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料

(取得財産等の管理等)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 補助対象事業者は、取得財産等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により国土交通大臣が定める財産に限る。)について、補助対象事業の完了後においても、規程の別表に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。ただし、財産の取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以下のものについてはこの限りではない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金に係る財産処分承認申請書(第18号様式)を提出して、市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をする場合には、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金に係る財産処分承認通知書（第19号様式）にて通知する。この場合、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（必要な調査等）

第22条 市長は、地方自治法第221条第2項（予算の執行に関する市長の調査件等）に基づき、補助金規則の施行に必要な限度において、補助事業者に対し、必要な書類の提出を求め又は職員に調査をさせることができる。

附 則

1. この交付要綱は、平成31年4月1日から施行する。
2. この交付要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

下記補助金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称		
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・実施計画書（様式2号） ・国の事業の交付決定がわかる書類	

様式第2号（第6条関係）

実施計画（変更）書

令和 年 月 日

事業の概要	期間	予定額	うち補助金 (上段：国、 中段：神戸市、 下段：その他)

- ・位置図
- ・その他事業の概要がわかる資料

様式第3号（第7条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者名 御中

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のありました上記補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金の額	円
-------	---

・交付の条件

様式第5号（第8条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金申請取下書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって申請した下記事業について、次のとおり取下げます。

記

補助事業の名称	
取下理由	
取 下 日	年 月 日

様式第6号（第9条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付決定 内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変更の理由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類	・実施計画変更書(様式第2号)	

様式第7号（第9条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金事業 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

様式第8号（第9条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称		
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件		

様式第9号（第9条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日（から 年 月 日までの間）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 事業状況報告書

第 号
令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所
事業者名
代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業の実
施状況について、次のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 事業の実施状況

改修内容	進捗状況 (%)	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行が困難な理由
			()	
			()	
			()	

- (注意) ・完了予定期日の()内には当初予定期日を記入する。
・遅延又は遂行が困難な理由については、別紙で添付してもよい。

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 事業完了実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、
その実績を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
補助金の額	(円) 円	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

収支決算書

令和 年 月 日

1. 収入の部

（単位：円）

項目	決算額	摘要
神戸市補助金	円	
自主財源	円	
その他 ()	円	
計	円	

2. 支出の部

（単位：円）

項目	決算額	摘要
	円	
	円	
	円	
計	円	

（注意） 1. 収支の計は、それぞれ一致する。

2. 表中、変更があった場合は、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

様式第13号（第13条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費 補助金額確定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金請求書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

下記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

請求金額	円
補助事業の名称	

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 その他 ()	
口座番号		
口座名義		

(注) 口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金に係る 消費税等仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

事業者名

代表者名

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付要綱第5条第2項但し書きにより、下記補助事業の交付申請を行ったので、同補助金第15条第1項に従い、確定した消費税等仕入控除税額を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	(年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	(年 月 日) 年 月 日
交付決定額	(円) 円	
確定した 消費税等仕入控除税額	円	
差引額 (消費税等仕入控除税額を 除いた補助金額)	円	

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

様式第16号（第16条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 交付金返還請求書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付で交付した上記補助金については、神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金交付要綱に基づき、下記の金額の返還を求めます。

速やかに受領した交付金を下記口座に振り込んで返還をしてください。

記

1. 返還を求める金額

返還交付金の額	円
---------	---

2. 返還振込み口座

金融機関名	銀行			支店
預金種目	1. 普通 (2. 当座)	その他	
口座番号				
口座名義				

3. 返還期限

令和 年 月 日

様式第17号（第17条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 交付決定取消通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業について、次のとおり交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

様式第18号（第21条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 に係る財産処分承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

事業者名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業にて
取得した財産の処分を行いたいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称	
補助年度（補助対象期間）	
処分施設	
処分を行う理由	
改修後の経過年数 （改修完了日から処分申請書 提出日まで期間）	年 月

（注意）必要に応じて、資料を添付すること

様式第19号（第21条関係）

神戸市鉄道施設等防災減災事業費補助金 に係る財産処分承認通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

補助事業者 御中

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で処分承認申請のあった下記施設について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
処分施設	
承認理由	処分理由が適当であると認められるため